

■ 意見書 ■

地方財政の充実・強化を求める意見書

国内経済は、コロナ禍から経済社会活動の正常化が進み、緩やかに回復している一方で、物価高騰等の影響で依然として厳しい状況にあり、また、県内経済についても燃料高騰等により、農林水産業や交通・運輸事業などの産業活動に大きな影響が生じている。

地方はこれまで、高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分について、給与関係経費や投資的経費など国を相当に上回る懸命な歳出削減努力により吸収するなどして、地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを提供してきた。

しかしながら、医療・介護などの社会保障への対応や地域交通の維持など、地方自治体の果たす役割が拡大する中で、政府の掲げる少子化対策・子ども政策の実施や、脱炭素化社会の実現に向けた取組など、様々な政策課題に対応しなければならず、加えて、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材は限られることから、今後の行財政運営は相当困難なものになることが予想される。

このような中、令和5年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」においては、財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組むとしている。

引き続き、地方が責任をもって深刻さを増す少子化への対応や足元の物価高対策、新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応はもとより、地方創生の実現、デジタル化の推進、脱炭素化の推進、頻発する大規模な自然災害等への対応や強靱な国土づくり、持続可能な社会保障制度づくりなど、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを担っていくためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められる。

よって、国におかれては、令和6年度の政府予算と地方財政の検討に当たり、次のとおり措置されるよう強く要望する。

記

- 1 コロナ禍からの経済社会活動の回復や原油価格・物価高騰対策に対応できるよう必要な財政措置を講じること。
- 2 社会保障、物価高騰対策、人口減少対策、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、災害対策、デジタル化の推進、地域交通対策、脱炭素化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 3 地方創生の実現に向け、「地方創生推進費」を来年度以降も継続し、拡充すること。
- 4 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。
地方財政の財源不足については、臨時財政対策債等による特別の対策ではなく、法定率の引上げをはじめ、抜本的な措置を講じること。
- 5 地方税財源の充実・確保に向けて、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めること。
- 6 「こども・子育て支援加速化プラン」の実施、地域医療の確保、児童虐待防止対策、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなどに対応するための社会保障関係予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 7 森林環境譲与税については、より森林需要を見込める地方公共団体への譲与額を増大させるよう、その譲与基準を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月5日

鹿児島県議会議長

松 里 保 廣

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣

殿

国土交通大臣
環境大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（地方創生，規制改革）
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

上記のとおり発議する。
令和5年7月5日

鹿児島県議会総務警察委員長 中村素子

教育環境の整備充実を求める意見書

次代を担う子ども達の健やかな成長は、わたし達大人の共通の願いである。

近年、子ども達を取り巻く環境は、著しく変化し、急速に進む少子・高齢化や特に地方における過疎化の進行に伴い地域の教育力の低下が指摘される中、学校現場においても、いじめや不登校といった様々な教育課題など解決すべき課題が山積しており、その課題解決のためには、教職員が児童生徒としっかりと向き合える体制を整備することが重要である。

また、令和3年1月に中央教育審議会より答申された「令和の日本型学校教育」の構築の実現に向けて、児童生徒ひとりひとりが、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き持続可能な社会の創り手となるよう、全国どこで育っても、知・徳・体のバランスのとれた質の高い義務教育を受けられることが保障されなければならない。

そのような中、令和3年3月には、小学校の学級編制の標準を35人に引き下げることをするよう義務標準法が改正され、2年生から6年生については、段階的に35人学級とされているところであるが、今後さらにきめ細かい教育活動を進めるためには、計画的・安定的な教職員配置を図ることにより、中学校、高等学校の35人学級編制についても、早期に実現することが必要である。

一方で、令和4年度教員勤務実態調査速報値によると、教職員の長時間労働は一定程度改善はみられるものの、依然として長時間勤務の教職員が多い実態も明らかになり、学校における働き方改革の更なる推進が求められるところである。

そこで、国においては、次年度予算編成において下記事項のとおり対応されるよう強く要望する。

記

- 1 少人数学級の早期拡充や教職員の負担軽減を図るため、各自治体が計画的・安定的な教職員の配置ができるよう国において教職員定数の改善に取り組むこと。
- 2 義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、必要な財源は国の責務として保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月5日

鹿児島県議会議長 松里保廣

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 殿
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣

上記のとおり発議する。
令和5年7月5日

鹿児島県議会文教観光委員長 田畑浩一郎

保育士等配置基準の見直し及び処遇改善を求める意見書

我が国では、出生数の減少が予想を上回る速度で進行し、人口減少に歯止めがかからないなど、子どもや家庭を巡る様々な課題が深刻化する中、国においては、本年6月、今後3年間の集中的な取組を盛り込んだ「こども未来戦略方針」が公表され、年内にはこども基本法に基づく「こども大綱」が策定される予定であるなど、子ども政策の強化に向けて取り組むこととしている。

この10年間で社会経済情勢は大きく変わるとともに、今後、取り組むべき子ども・子育て支援の内容も変化しており、幼児教育・保育については、量的な充実のみならず、質の向上が不可欠である。

このような状況の中、幼児教育・保育の現場での子どもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより子育て世帯が不安を抱えており、安心して子どもを預けられる体制整備を急ぐ必要がある。

よって、国においては、質の高い幼児教育・保育の提供を図るため、下記の項目の早急な実施を強く要望する。

記

1 保育士等の配置基準を改善すること。

一方、離島など人口減少地域においては、保育所等の運営に支障が生じないように、地域の実情に応じた柔軟な対応を講じること。

2 民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善を行うこと。

3 保育人材の確保を図るため、必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月5日

鹿児島県議会議長 松里保廣

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣

(こども政策、少子化対策、若者活躍、男女共同参画)

こども家庭庁長官

殿

上記のとおり発議する。

令和5年7月5日

鹿児島県議会環境厚生委員長 宝来良治